

必ず保護者の方に渡してください！！

平成 26 年 2 月

* 県立高校の授業料が変わります

(平成26年度入学生から就学支援金制度が始まります)

○現在、県立高校の授業料は 原則無償 となっていますが、原則 **有償** になります。

- ・ ただし **所得制限** のある就学支援金（授業料相当額）制度が始まります。

支給される就学支援金は、生徒が支払うべき授業料に充てられ、**実質無償** となります。
(実際に授業料を負担していただく事はありません。)

「市町村民税所得割額」が 30 万 4,200 円未満 の世帯

市町村民税所得割額（30 万 4,200 円）は、保護者（父・母）の合算により判断します。

- ・ 保護者のうちどちらか一方が働き、高校生 1 人、中学生 1 人の 4 人世帯の場合で、年収 910 万円が目安です。（各種控除等により変わります。）
- ・ 「納税通知書（自営業の場合）」や、「市県民税特別徴収税額の決定通知書（会社員の場合）」で確認できます。

保護者の収入が
所得制限未満の場合



- ・ **就学支援金を受給するには、申請が必要**です。申請書のほか、市県民税課税証明書等を学校に提出してください。
- ・ 申請書の提出がない場合は、授業料を負担していただくことになります。

保護者の収入が
所得制限以上の場合



- ・ **授業料を負担していただきます。**

全日制	年額	11 万 8,800 円	
		月額	9,900 円
定時制	1 単位	年額	1,740 円
通信制	1 単位	年額	330 円

【お願い】

就学支援金の受給対象となるかどうか、税額決定通知書等であらかじめ確認してください。対象となる方は、あらかじめ課税証明書等の御準備をお願いします。

「（仮称）奨学のための給付金」を創設します

奨学のための給付金とは

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、国公立高校等の低所得世帯の生徒に対して、給付金を支給する事業を実施します。

奨学のための給付金が支給されるのは

- 1 **市町村民税所得割額が非課税の世帯**（保護者の年収が250万円未満程度）
（生活保護受給世帯の場合、通信制に在学する者を除く）
- 2 **平成26年度入学生から実施されます。**

「授業料（就学支援金）」及び「（仮称）奨学のための給付金」の内容と手続きについては、3月中に各高校が開催する入学許可候補者説明会等で御案内します。

お問い合わせ先：文部科学省初等中等教育局高校修学支援室
高校修学支援ホットライン

電話 03-6734-3176 （平日10:00～17:00）

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/index.htm

お問い合わせ先：千葉県教育庁企画管理部財務施設課財務指導室

授業料と就学支援金 電話043-223-4094

奨学のための給付金 電話043-223-4027

（平日 8:30～17:00）